

## 特定非営利活動法人 日本レスキュー協会リスク管理規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本レスキュー協会(以下、この法人という。)におけるリスク管理に関して必要な事項を定め、もってリスクの防止及びこの法人の損失の最小化を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、この法人の役員及び職員(以下、役職員という。)に適用する。

### (定義)

第3条 この規程において「リスク」とは、この法人に物理的・経済的もしくは信用上の損失または不利益を生じさせるすべての可能性をいう。

2 「具体的リスク」とは、不祥事、誤情報の流布、財政悪化、内部係争、外部からの侵害、自然災害の発生その他の要因または原因の如何を問わず、上記の損失・不利益の発生の具体的可能性を伴うすべての事象をいう。

### (基本的責務)

第4条 役職員は、業務の遂行に当たって、法令、定款、規程等、この法人の定めるリスク管理に関するルールを遵守しなければならない。

### (具体的リスクの回避等措置)

第5条 役職員は、業務の遂行にあたり、具体的リスクを予見し、その内容や程度を適切に評価するとともに、リスク発生の回避・軽減その他必要な措置を講じなければならない。

### (具体的リスク発生時の対応)

第6条 役職員は、具体的リスクの発生を認知した場合、損失または不利益を最小限にとどめるため、必要に応じた初期対応を行う。

2 職員は、具体的リスクの発生を認知した後、速やかに適切な上位者に報告するとともに、その後の処理については関係者と協議を行い、上位者の指示に従う。

3 役員は、具体的リスクの発生を認知した後、速やかに関係者に必要な連絡及び指示をする

とともに、その後の処理について協議を行い、適切にこれを処理する。

4 前各項の規定にかかわらず、役職員は、具体的リスクの認識の端緒が内部通報である場合には、当該リスクに対応については、内部通報規程に基づく対応を優先する。

(具体的リスクの処理後の報告)

第7条 役職員は、具体的リスクの処理が完了した場合には、処理の経過及び結果について記録を作成し、理事長に報告しなければならない。

(守秘義務)

第8条 役職員は、リスク管理に関わる情報について秘密を保持し、第1条の目的に照らし、正当な理由がある場合を除き、この法人の内外を問わず開示し、または漏えいしてはならない。

(緊急事態への対応)

第9条 この法人は、次条の規定に定める緊急事態が発生した場合、理事長をリスク管理統括責任者として、緊急事態に対応する体制をとるものとする。

(緊急事態の範囲)

第10条 この規程において緊急事態とは、次の各号に掲げる事象によって、この法人、この法人の事務所、または役職員に急迫の事態が生じ、または生じるおそれがあり、この法人を挙げた対応が必要である場合をいう。

- (1) 自然災害(地震、風水害など)
- (2) 重大事故(人身事故、施設の破損、この法人の活動に起因する事故など)
- (3) 感染症の拡大
- (4) 犯罪(建物の爆破・放火、その他外部からの不法な攻撃、官公庁の強制調査、背任・横領等の不祥事など)
- (5) 機密情報の漏えいやシステムへの不正アクセス
- (6) その他法人運営に重大な支援を及ぼす事象

(緊急事態の通報)

第11条 役職員は、緊急事態を認知した場合、速やかに適切な上位者に通報し、通報を受けた上位者は、関係者と協議を行い、速やかに理事長に報告する。

2 通報手段は電話・口頭・メール等を問わず、迅速な連絡を優先する。

3 情報の正確性に確証がない場合でも、その旨を伝えた上で適時に通報する。

(緊急事態対応の基本方針))

第12条 緊急事態の対応は次の各号の基本方針に従い、対応する。

(1) 生命及び身体の安全を最優先とする。

(2) 被害状況の把握及び事実確認を行い、被害拡大の防止につとめる。

(3) 法令及び契約に基づき、所轄庁その他関係者に対して報告し、必要に応じて公表する。

(4) 関係者の処分及び再発防止策を検討する。

(緊急事態対応の手順)

第13条 理事長は、必要に応じて関係者を招集し、初動対応の決定、対策実施上の役割分担、対策実施の指示及びその実施状況の確認を継続し、適宜、必要事項の決定と対応を実施する。

(外部対応、報道等)

第14条 緊急事態に関する対外的な説明・報道機関への対応は理事長または指名された者が行う。

2 内容、範囲、方法については関係者で協議の上決定する。

(行政への届出)

第15条 行政への報告・届出が必要な場合、理事長が速やかに対応する。

(理事会への報告)

第16条 重大な緊急事態への対応が終了した後、理事長は理事会に対し、経過・結果・再発防止策等を報告する。

(改廃)

第 17 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(附則)

この規程は 2025 年 11 月 22 日から施行する。(2025 年 11 月 22 日理事会決議)